

## 業務を休止、廃止又は再開したとき

- ◆ 休止、廃止又は再開した時は、変更後10日以内に保健所に届出なければなりません。

必 要 書 類		注 意 事 項	
提出書類	業務（休止・廃止・再開）届		
添付書類	事 由		
	休止	添付書類なし	再開した場合も、再開の届出が必要です。
	廃止	添付書類なし	
	再開	添付書類なし	

様式第6号（第4条関係）

業務（休止・廃止・再開）届

令和 年 月 日

（宛先）小樽市保健所長

住所  
施術者 氏名  
連絡先

専ら出張のみによる業務を（休止・廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 業務の種類
- 2 休止、廃止又は再開の年月日（休止の場合にあっては、その予定期間）
- 3 休止、廃止又は再開の理由

備考 記入上の注意事項について、余白に記載すること。